



函館市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、農林水産部を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年2月6日

函館市監査委員 渡辺 宏 身
函館市監査委員 植松 直
函館市監査委員 北原 善
函館市監査委員 茂木 修



平成26年度 定期監査結果報告書（農林水産部）

1 監査の対象部局

農林水産部

2 監査の対象

財務監査

平成26年4月1日から平成26年9月30日までに執行された収入事務、支出事務、契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成26年11月6日から平成27年1月26日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記の事務を対象として調査事項を定め、関係法令等および予算に基づき、適正に執行されているかについて実施し、監査にあたっては、抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 全般的な事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては、歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿、支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的な事項

ア 収入事務について

収入事務においては、漁業用機械等購入資金貸付金返還金を対象とし、調定から収入に至るまでの執行状況を収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていたが、次のとお

り監査意見を付す。

(ア) 監査意見

各漁業協同組合と連携した取り組みにより、近年の貸付に対する収入未済額が生じていないが、依然として滞納繰越分があることから早期の解消に努め、今後においても適切な事業運営を図るよう要望する。

イ 支出事務について

支出事務においては、沿岸漁場等調査費を対象とし、支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。